

危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器

改正対象

鋼船規則検査要領 S 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

危険化学品のばら積運送の船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IBC コード) 11.3.14 では、運送する貨物に適切な可搬式消火器を貨物エリアに備えることが規定されており、本会は既に本要件を鋼船規則 S 編に取り入れている。加えて、当該可搬式消火器の本数や消火能力等について、同検査要領に規定している。

しかしながら、危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器の消火剤の種類と容量に関する記載が泡消火器と液体消火器のみを想起させ、誤解を招くものであった。

今般、誤解を招く記載を避けるべく、関連規定を改める。

改正内容

危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器の消火剤の種類と要求される容量について、明確にする。

施行及び適用

2026 年 7 月 1 日から施行

ID:DX25-19

「危険化学品ばら積船の貨物エリアに備える可搬式消火器」新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船 S11 防火及び消火 S11.3 貨物エリア S11.3.14 可搬式消火器 可搬式消火器は、各マニホールド部に積載貨物に適した消火剤を使用した <u>R 編 24.2.1 の規定を満足する</u> 消火器を 2 本備えること。また、荷役時以外は適当な場所に格納しておくこと。	鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船 S11 防火及び消火 S11.3 貨物エリア S11.3.14 可搬式消火器 可搬式消火装置は、各マニホールド部に積載貨物に適した消火剤を使用した <u>容量が 9 l から 13.5 l までの</u> 消火器を 2 本備えること。また、荷役時以外は適当な場所に格納しておくこと。	R 編 24.2.1 の規定 可搬式消火器の質量 23 kg 以下 各消火剤の容量 • 粉末・炭酸ガス消火器 5 kg 以上 9.5 kg 以下 • 液体・泡消火器 9 l 以上 13.5 l 以下
附 則		
1. この改正は、2026 年 7 月 1 日から施行する。		